

多様化社会において個性に応じた保健体育授業を可能とする 政策立案に向けた基礎的研究

—カナダ・オンタリオ州 2015 年改訂版保健体育カリキュラムの理念と論争から
インクルーシブな保健体育の示唆を得る—

佐野信子*
藤山新** 井谷聡子***

抄録

現在の日本において、教育現場におけるセクシュアル・マイノリティ当事者への対応は社会的に重要な課題として認識され、文部科学省をはじめ、自治体や企業、教員有志、当事者団体など、様々なレベルでの取組が行われている。しかし、日本の保健体育科の学習指導要領においては、セクシュアル・マイノリティへの対応は明文化されておらず、その存在が可視化されていない状態にある。本研究は、セクシュアリティなど生徒の属性に基づいた差別は許されないことが明記され、個性に応じた教育が保障されている先行事例として、カナダ・オンタリオ州の 2015 年改訂版保健体育カリキュラムを精査し、その内容から日本の学習指導要領をどのように整えていくことが必要なのか、その示唆を得ることを目指す。

カナダ・オンタリオ州 2015 年改訂版保健体育カリキュラムの特徴としては、セクシュアル・マイノリティの存在が前提として明記され、個性に応じた教育が保障されていること、「多様性」という言葉が指し示す内容が「家系、文化、民族、性別、身体的又は知的能力、人種、宗教、ジェンダー・アイデンティティ、性的指向、社会経済的立場」と具体的に示されていること、すべてのタイプの暴力といじめ・ハラスメントの影響と予防についての学習が含まれることが明示されていること、カリキュラムの目的を達成するために、教師、生徒、保護者がそれぞれ果たすべき責務が明示されていることが指摘される。

日本とカナダの社会には相違があるため、オンタリオ州のカリキュラムをそのまま持ち込めばよいというわけではないが、日本におけるセクシュアル・マイノリティを取り巻く環境の変化を踏まえると、日本の保健体育学習指導要領においても、オンタリオ州のカリキュラムのように、個性に応じた教育が保障されるように方向づける必要がある。また、先行研究からは学校において、当事者への直接的な暴力ではなくとも、セクシュアル・マイノリティについてのからかいなどが少なからず見られることが明らかにされている。こうした状況を改善するにあたっては、オンタリオ州のカリキュラムのように、あらゆるタイプの暴力といじめ、ハラスメントを許さないという基本姿勢を明確にし、セクシュアリティなど生徒の属性に基づいた差別は許されないことを示すことが特に有効であろう。

キーワード：保健体育科教育，学習指導要領，多様性，セクシュアリティ，社会的包摂

* 立教大学 コミュニティ福祉学部 〒352-8558 埼玉県新座市北野 1-2-26

** 首都大学東京 ダイバーシティ推進室 〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1

*** 関西大学 文学部 〒564-8680 大阪府吹田市山手町 3-3-35

Toward an educational policy that allows physical and health education to meet the differing needs of students in a diverse society

—The Ontario 2015 Health and Physical Education Curriculum—

NOBUKO,Sano *
SHIN,Fujiyama ** SATOKO,Itani ***

Abstract

Currently in Japan, responding to sexual minorities at schools is recognized as an important social issue. Measures are taken at various levels such as Ministry of education, local governments, companies, teachers, parties' organizations, etc. However, in the curriculum guidelines of the Health and Physical Education Department of Japan, correspondence to sexual minorities has not been clarified and its existence has not been visualized.

This study aims to obtain a suggestion on how to prepare Japanese guidelines for learning by reviewing the 2015 revised educational curriculum for health and physical education in Ontario, Canada. Characteristics of the Health and Physical Education curriculum of the revised edition of Ontario State Canada in 2015 are as follows.

1. The existence of sexual minorities is specified as a precondition, education according to personality is guaranteed.
2. The content pointed out by the word "diversity" is specifically shown.
3. It includes learning about the effects and prevention of all types of violence, bullying, and harassment.
4. In order to achieve the purpose of the curriculum, the responsibilities each teacher, student and guardian should fulfill are clearly stated.

Even in Japan's guidelines for health and physical education and learning, it is necessary to direct education according to personality to be guaranteed like Ontario's curriculum. Previous studies have also revealed that in schools there are teasing about sexual minorities. To improve this situation, clarify the basic stance of not allowing all types of violence, bullying, harassment will be particularly effective.

Key Words: Health and Physical Education, Education Curriculum, Diversity, Sexuality, Social Inclusion

* Rikkyo University College of Community and Human Services 1-2-26 Kitano, Niiza-shi, Saitama 352-8558

** TMU Diversity Promotion Office 1-1 Minami-Osawa, Hachioji-city, Tokyo 192-0397

*** Kansai University Faculty of Letters 3-3-35 Yamatecho, Suita-city, Osaka 564-8680

1. はじめに

東京都渋谷区や世田谷区をはじめとした、一部の自治体による同性パートナーシップ条例の制定や、企業やNPOなどによるLGBT支援の取組など、セクシュアル・マイノリティを取り巻く環境は、2010年代に入って大きく変化している。教育の場面でも例外ではなく、2015年4月に文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知を发出して、全国の学校に対応を促し、それに引き続く形で2016年4月には、性的マイノリティの児童生徒への対応に際しての具体的な配慮事項などをまとめた資料『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）』を作成・公表した。この他にも、教員有志や当事者を中心とするNPOなどがセクシュアル・マイノリティの基本的な情報を取りまとめた資料集や教職員向けのQ&A集などを作成・配布するなどの取組を行っており、今や教育現場におけるセクシュアル・マイノリティ当事者への対応は、社会的に重要な課題として認識されている。

さらに、2017年度からは、高校で使用される教科書31点でセクシュアル・マイノリティに関する記述が掲載される予定となっている。このことにより、教育現場におけるセクシュアル・マイノリティの可視化がさらに進み、対応が必要であるという認識が共有されつつあると言えよう。

その一方で、日本の保健体育科の学習指導要領においては、セクシュアル・マイノリティへの対応は明文化されておらず、その存在が可視化されていない状態にある。保健体育科の学習指導要領解説のなかで、体育理論の「文化としてのスポーツの意義（p.138）」の項には、「人々を結びつけるスポーツの文化的な働き（p.139）」として、「スポーツには民族や国、人種や性、障害の有無、年齢や地域、風土といった違いを超えて人々を結びつける文化的な働きがある（p.139）」というように、「スポーツが性の違いを超える」ことが記述されているものの、ここでの「性の違いを超える」という文言は、セクシュアル・マイノリティを意味しているものではない。むしろ、保健分野の「心身の機能の発達と心の健康（p.148）」の「生殖にかかわる機能の成熟（p.150）」において、「異性への関心が高まったりする（p.150）」など、性別二元論と異性愛主義に基づいた記述がなされていることに端的に示されているように、日本の保健体育科の学習指導要領においては、セクシュアル・マイノリティの存在が可視化されていないと言える。

2. 目的

そこで本研究では、セクシュアリティなど生徒の属性に基づいた差別は許されないことが明記され、個性に応じた教育が保障されている先行事例として、カナダ・オンタリオ州の2015年改訂版保健体育カリキュラムを精査し、その内容から日本の学習指導要領をどのように整えていくことが必要なのか、その示唆を得ることを目的とする。

3. 方法

研究の方法としては、日本における教育とセクシュアル・マイノリティ、特に保健体育科教育とセクシュアル・マイノリティに関する先行研究について概観したのち、カナダ・オンタリオ州の2015年改訂版保健体育カリキュラム（Ontario PHE Curriculum 2015 G1-8）、および日本の中学校学習指導要領（平成20年3月、平成22年11月一部改正）について検討を行い、オンタリオ州の2015年改訂版保健体育カリキュラムの特徴や基本理念を把握したうえで、日本の中学校学習指導要領への応用可能性を検討する。

4. 結果及び考察

現在の日本において、直接的に保健体育科教育とセクシュアル・マイノリティを扱った研究は少ない。

そのような中、風間ほか（2011）やItani（2016）は、学校での体育やスポーツ系の部活動において、セクシュアル・マイノリティ当事者がどのような経験をしてきたのかをアンケート調査とインタビューによって明らかにしている。また、藤山ほか（2014）は、体育・スポーツを専攻する学生のジェンダー観やセクシュアル・マイノリティに関する認識を調査している。このほか、日本スポーツとジェンダー学会の第10回記念大会のラウンドテーブルセッションなどにおいて、体育や学校教育とセクシュアル・マイノリティに関する議論が行われている。

また、保健体育科教育に限らず、教育現場とセクシュアル・マイノリティに関する研究に視野を広げてみると、早い時期からこうした課題に取り組んでいるのが一般社団法人“人間と性”教育研究協議会であり、同協議会の機関紙的な役割を果たしている『季刊セクシュアリティ』誌である。2001年10月発行の第4号で「さまざまな“性”を生きる」というタイトルのもと、初めてセクシュアル・マイノリティに関する特集を組み、教育現場からの報告も3本掲載されている。以降も継続的に教育とセクシュアル・マイノリティについての論考を掲載している。

さらに、同性愛の子どもたちが学校教育で阻害されてきた要因と、より善い働きかけとはどのようなものであるかを、性教育におけるアプローチを中心に考察した稲葉(2010)や、家庭科の教育実践において、ジェンダー/セクシュアリティに関わる問題がどの領域・分野でどのように展開されているのかを検証した良(2010)、セクシュアル・マイノリティが学校教育と社会でどのようにとりあげられてきたのかという関係について、教科書と新聞記事を通じて検討した松尾(2013)など、教育現場とセクシュアル・マイノリティに関する研究成果をいくつか見出すことができる。

また、セクシュアル・マイノリティ当事者や支援者の団体による調査研究としては、「いのちリスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン」が2013年に当事者を対象として実施したWebアンケート結果を取りまとめた『LGBTの学校生活に関する実態調査(2013)結果報告書』が貴重な資料となっている。

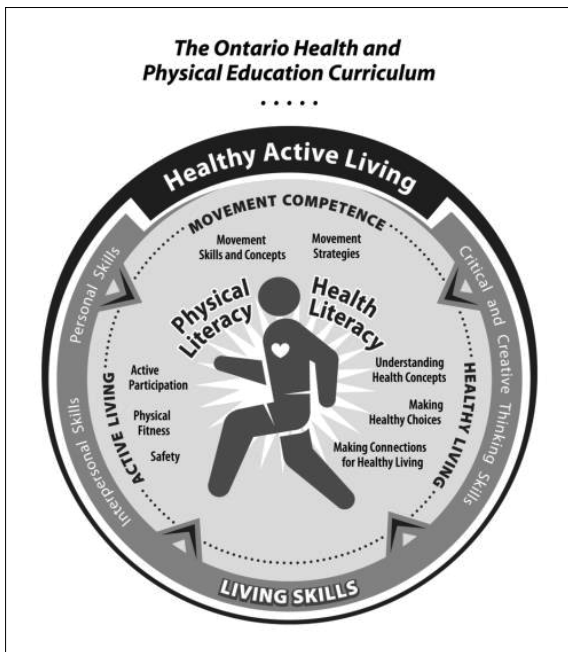


図1 オンタリオ州保健体育カリキュラムの概念図

カナダ・オンタリオ州2015年改訂版保健体育カリキュラムは、図1に示されているように、Healthy Active Living(健康で活発な生活)を理想的なあり方と考え、それを得るために必要な知識や能力をLiving Skills(生きるための能力)と呼んでいる。このLiving Skillsは、Interpersonal Skills(対人関係の能力)、Personal Skills(個人の能力)、Critical and Creative Thinking Skill(批評的・創造的な考え方の能力)に分けられており、保健体育の授業においては、

このLiving Skills(生きるための能力)を身につけることによって、身体と健康についてのリテラシーを向上させ、Healthy Living(健康的な生活)、Active Living(活発な生活)を送るために必要なMovement Competence(運動能力)を養うことを目的としている。

カリキュラムの特徴としては、まず「教員は『男性』又は『女性』としてのアイデンティティを持たない、トランスジェンダー、又はジェンダー・ノンコンフォーミングの生徒のニーズを認識し、考慮すべきである(p.54)」と、セクシュアル・マイノリティの存在が前提として明記され、「性別やジェンダー・アイデンティティに関わらず個人差を認め尊重することは、生徒の参加を促し、他者と協力し、尊重することを生徒が学ぶ手助けとなる(p.54)」として、個性に応じた教育が保障されていることが指摘される。

また、「多様性」という言葉が指し示す内容については、「包摂的、つまりインクルーシブな教育の原則に基づく環境の中に、すべての生徒、保護者、ケア提供者、そしてその他のスクールコミュニティの人々、これらの人々は、家系、文化、民族、性別、身体的又は知的能力、人種、宗教、ジェンダー・アイデンティティ、性的指向、社会経済的立場、あるいはその他の要因にかかわらず、歓迎され、含まれ、公正に扱われ、尊重される(p.67)」というように、多様性の中身を具体的に書き出していることが特徴として挙げられる。

さらに、「保健教育においては、健全な人間関係の勉強には、すべてのタイプの暴力といじめ・ハラスメントの影響と予防についての学習が含まれる。学習は、性差別、人種差別、階級差別、障がい者差別、サイズ差別、同性愛差別、ホモフォビア、トランスフォビアを反映するような行動の予防に焦点を当てる(p.66)」として、すべてのタイプの暴力といじめ・ハラスメントの影響と予防についての学習が含まれることが明示されていることや、カリキュラムの目的を達成するために、教師、生徒、保護者がそれぞれ果たすべき責務が明示されており、特に「教師の責務」として、「生徒が成功するためには、あらゆる身体の形、大きさ、能力、ジェンダー・アイデンティティと性的指向、そして人種文化的、人種的、宗教的背景を持つ生徒たちが受け入れられ、心地よく、ハラスメントを受けない環境をつくることが必須となる(p.15)」と、多様性を持った生徒が受け入れられる環境を整えることが明示されていることも、大きな特徴として指摘することができる。

こうしたカリキュラムが作成された背景には、いわゆる多民族国家と呼ばれるカナダという土地柄、

風土も大いにかかわっていると見えよう。しかし、この2015年改訂版保健体育カリキュラムは、すべての人に歓迎されたわけではなかった。本来、2010年に公布される予定であった本カリキュラムは、セクシュアル・マイノリティに関する記述をはじめ、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの使用を反映した性教育に関する事項などが盛り込まれていることもあり、一部の保護者や保守団体から強い反対の声が上がった。その結果、当時のオンタリオ州知事によってカリキュラム改訂が差し止められ、性に関連する部分を削除した「暫定版」が交付され、その後、2015年になってようやく当初のカリキュラムが交付されたという経緯がある。文化的多様性を内包し、多様なセクシュアリティについても理解が深いとされるカナダにおいても、教育の場でこうした理念を明示することには大きな困難があったことも理解しておく必要があるだろう。

5. まとめ

日本におけるセクシュアル・マイノリティを取り巻く環境の変化を踏まえると、日本の保健体育学習指導要領においても、オンタリオ州のカリキュラムのように、個性に応じた教育が保障されるように方向づける必要があると見えよう。もちろん、日本とカナダの社会には相違があるため、オンタリオ州のカリキュラムをそのまま持ち込めばよいというわけではないものの、ここまで見てきたようなカリキュラムの理念や基本的な認識は十分に応用可能なものと考えられる。

セクシュアル・マイノリティ当事者の学校体育や部活動、日常的なスポーツ活動の経験をたずねた風間ほか(2011)やItani(2016)の研究からは、ホモフォビクなからかいの存在や男女別に分けられた施設の利用しにくさ、男女で異なるユニフォームや体操服がもたらす心理的障壁など、セクシュアル・マイノリティ当事者が体育やスポーツに参加しにくい状況が理解される。また、いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン(2014)がセクシュアル・マイノリティ当事者を対象として実施したWebアンケートの結果よれば、全回答者の68%は学校生活において「身体的暴力」「言葉による暴力」「性的な暴力」「無視・仲間はずれ」のいずれかを体験していたという。さらに、学校においては、当事者への直接的な暴力ではなくとも、セクシュアル・マイノリティについてのからかいや冗談などが少なからず見受けられるという。こうしたことから、まず必要になると考えられるのは、すべての人の学ぶ権利、学校生活を送る権利が縮小されないよう、

誰もが安心・安全な環境で教育を受けることができる環境を作ることだと言える。そのためには、オンタリオ州のカリキュラムに示されているように、あらゆるタイプの暴力といじめ、ハラスメントを許さないという基本姿勢を明確にし、セクシュアリティなど生徒の属性に基づいた差別は許されないことを示すことが、日本の保健体育学習指導要領においても必要になるであろう。

また、日本はカナダほどのいわゆる多民族国家ではないが、それでもさまざまな国からやってきた人々が共に住み、生活している。学校もまた例外ではなく、文化的な多様性を持った児童・生徒が共に学ぶ場面が増えている。そうした面からも、性自認や性的指向だけでなく、人種や宗教、文化など、あらゆる面での多様性の存在を前提とした、オンタリオ州のカリキュラムの原則は、今日の日本においても生かされるべきである。

そして、これらの理念を着実に実行するためには、オンタリオ州のカリキュラムにおいて明確に示されていた教師の責務についても、日本の学習指導要領で明示しておくことが望ましい。

また、藤山ほか(2014)の研究においては、セクシュアル・マイノリティに関する知識や、身近な当事者の存在が、セクシュアル・マイノリティに対する偏見やフォビアを軽減する可能性が示唆されている。したがって、当事者の体育へのアクセスを妨げないためにも、児童・生徒のみならず教職員を含めた、すべての学校の構成員に対して、セクシュアル・マイノリティに対する認知の向上、理解の促進を図ることも必要となってくるであろう。

一方で、性にかかわる事柄はセンシティブな側面を持つこともまた事実である。したがって、こうした取組を進める際には、一方的な理念の押しつけにならないよう、十分な配慮と対話が必要となる。その場合には、児童・生徒だけではなく、保護者に対しても、こうした取組がなぜ必要なのか、どのようなメリットを生むのかということを説明し、疑問や懸念には誠実に対応していく姿勢が欠かせないであろう。

参考文献

- 藤山新ほか(2014)「体育・スポーツ関連学部の大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果」『スポーツとジェンダー研究 Vol.12』日本スポーツとジェンダー学会、p.68-79
 稲葉明子(2010)「学校教育におけるセクシュアル・マイノリティ」『創価大学大学院紀要 32』創価大学大学院、p.259-280
 いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン

(2014)『LGBTの学校生活に関する実態調査
(2013)結果報告書』

<http://endomameta.com/schoolreport.pdf>

Itani, S. (2016), Japanese Female and 'Trans' Athletes: Negotiating Subjectivity and Media Constructions of Gender, Sexuality, and Nation, Ph.D. diss., University of Tront.

風間孝ほか(2011)「性的マイノリティのスポーツ参加—学校におけるスポーツ経験についての調査から—」『スポーツとジェンダー研究 Vol.9』日本スポーツとジェンダー学会、p.42-52

良香織(2010)「家庭科におけるジェンダー／セクシュアリティに関わる教育実践の現状と課題—高校生と家庭科教師を対象とした調査から—」『日本家庭科教育学会誌 53 (2)』日本家庭科教育学会、p.82-91

松尾由紀子(2013)「学校教育と社会における性的マイノリティに関する言説研究—1990年以降の教育メディアと新聞記事の記述分析—」『静岡大学教育学研究 9』静岡大学、p.17-38

文部科学省(2015)『性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について(通知)』2015年4月30日発出、

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm

文部科学省(2016)『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)』

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf

文部科学省(2015)『中学校学習指導要領』東山書房

文部科学省(2008)『中学校学習指導要領解説 保健体育編』東山書房

“人間と性”教育研究協議会(2001)『季刊セクシュアリティ第4号 さまざまな“性”を生きる』エイデル研究所

“人間と性”教育研究所編(2002)『同性愛・多様なセクシュアリティ 人権と共生を学ぶ授業』子どもの未来社

“人間と性”教育研究所編(2014)『季刊セクシュアリティ第65号 日本の性教育を展望する—世界の中の日本—』エイデル研究所

“人間と性”教育研究協議会(2015)『季刊セクシュアリティ第70号 エッセイ●性の多様性 虹の架け橋をわたる』エイデル研究所

Ontario PHE Curriculum 2015 G1-8

<http://www.edu.gov.on.ca/eng/curriculum/elementary/health1to8.pdf>

Ontario PHE Curriculum 2015 G9-12

<http://www.edu.gov.on.ca/eng/curriculum/elementary/health9to12.pdf>

この研究は笹川スポーツ研究助成を受けて実施したものです。

